

(7) 政策的考慮に基づく刑の減輕・免除，親告罪

(解放による刑の減輕)

第228条の2 第225条の2又は第227条第2項若しくは第4項の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減輕する。

(親告罪)

第229条 第224条の罪及び同条の罪を幫助する目的で犯した第227条第1項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

被害者の安全をはかり、またその利益を保護するための**政策的考慮**に基づき一連の規定が設けられている。228条の2は、いわゆる**解放減輕**の規定であり、要件を充たすとき、**刑の必要的減輕**が認められる。これは、「身代金目的の誘拐罪がはなはだ危険な犯罪であって被拐取者の殺害される事例も少なくないことにかんがみ、犯人が自発的、積極的に被拐取者を解放した場合にはその刑を必要的に減輕することにして、犯人に犯罪からの後退の道を与え被拐取者の一刻も早い解放を促して、右のような不幸な事態の発生をできるだけ防止しようとする趣旨に出たもの」である⁴¹。**安全な場所**とは「被拐取者が安全に救出されると認められる場所」を意味するが、解放場所の位置、状況、解放の時刻、方法、被拐取者とその自宅などに復帰させるため犯人の講じた措置の内容、その他被拐取者の年齢、知能程度、健康状態など諸般の要素を考慮して判断しなければならないとされる⁴²。

すでに前にも触れた228条の3ただし書(→(6))は、身の代金目的拐取罪の予備があったときに、**自首**をした行為者について、政策的考慮に基づき、**刑の必要的減免**を規定する。通常の自首(42条1項[→総論559頁])の法律効果が刑の任意的減輕にとどまるのに対し、ここでは**特則**として、より寛大な扱いが認められる。**自首**とは、犯人が自ら進んで捜査機関に対し自己の犯罪事実を申告し、その処分に委ねる意思表示を行うことであるが、42条1項の自首とは異なり、「捜査機関に発覚する前」でなくても、実行の着手前にこれが行われれば足りる。

拐取罪は、未成年者を客体とする場合に限り(すなわち、224条の罪および同条の

⁴¹ 最決昭和54・6・26刑集33巻4号364頁。さらに、この最高裁決定は、本規定の趣旨に照らし、「解放の手段、方法などに関して、通常の犯人に期待しがたいような細心の配慮を尽くすことまで要求するものではなく、また、……『安全に救出される』という場合の『安全』の意義も余りに狭く解すべきではなく、被拐取者が近親者及び警察当局などによって救出されるまでの間に、具体的かつ実質的な危険にさらされるおそれのないことを意味し、漠然とした抽象的な危険や単なる不安感ないし危惧感を伴うということだけで、ただちに、安全性に欠けるものがあるとするとはできない」としている。

⁴² 前掲注41) 最決昭和54・6・26。

罪を幫助する目的で犯した 227 条 1 項の罪ならびにこれらの罪の未遂罪について) , そのプライバシー保護の見地から**親告罪**とされている。その場合には, 未成年者ととも、その法定代理人 (→刑訴 231 条) ではない**監護権者**ないし**保護監督者**⁴³も被害者として (→131 頁) 告訴権を有すると解される。

なお, 以前は, わいせつの目的や結婚の目的で行われたときにも親告罪とされていたが, 2017 年の刑法一部改正法 (平成 29 年法律第 72 号) により, これらの罪も (強制わいせつ罪や強制性交等罪等の非親告罪化にあわせて) **非親告罪**とされるに至った。

⁴³ 福岡高判昭和 31・4・14 裁特 3 卷 8 号 409 頁は, 未成年者拐取罪の保護法益には監護権も含まれるとする立場を前提として, 被拐取者に対する**事実上の監護権を有する監督者**も告訴権を有するとする。